

教育関係団体支援事業 助成金交付要綱

(山口県ひとづくり財団 平成19年4月1日制定)

平成23年4月1日改正

平成24年4月1日改正

平成31年4月1日改正

令和 2年4月1日改正

令和 4年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県における教育の振興と充実を図るため、公益財団法人山口県ひとづくり財団（以下「財団」という。）が、教育関係団体等が行う研究・研修活動等が行う研究・研修活動等に対して交付する助成金について必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者等)

第2条 助成の対象者は、児童・生徒の教育の充実や教職員の資質向上等に係る自主的な研究・研修活動等に取り組む山口県内の教育関係団体（個人を除く。）とする。

(助成の対象事業等)

第3条 助成の対象となる研究・研修会活動等は、児童・生徒の教育の充実や教職員の資質向上等により教育の振興・充実に資するため、山口県内の教育関係団体が山口県内で行う研究会・研修会等であって、原則として中国大会規模以上のものとする。ただし、理事長が特に認める事業については、この限りでない。

2 財団は、前項の団体が行う研究会・研修会等において、講師招請に係る経費を予算の範囲内において助成するものとし、助成額は、一件について30万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする教育関係団体等（以下「申請者」という。）は、理事長が別に定める期日までに、教育関係団体支援事業助成金交付申請書（別記第1号様式、以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 事業収支予算書（別記第3号様式）

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が別に定める書類、その他参考資料等

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付の決定をする。

2 理事長は、前項の助成金の決定をする場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付の条件を付することができるものとする。

(決定の通知)

第6条 理事長は、前条第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付された条件を助成金の交付の申請をした者に通知する。

(事情変更等による決定の取消等)

第7条 理事長は、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により、事業の全部もしくは一部を継続する必要がなくなったとき（助成対象者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）は、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 第6条の規定は、第1項本文の場合について準用する。

(事業計画の変更に係る承認の申請等)

第8条 助成金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「助成対象者」という。）は、事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、事業の実施に伴う補助対象経費の内訳額の変更等、軽微な変更であつて、助成額の増加を伴わない場合は、この限りでない。

- (1) 事業変更計画書（別記第5号様式）
- (2) 事業変更収支予算書（別記第6号様式）
- (3) 参考資料等

2 理事長は、前項の場合において、助成金の交付の決定額を変更する必要があると認められるときは、その金額を変更して交付の決定をすることができるものとする。

(事業計画の中止に係る承認の申請等)

第9条 助成対象者は、事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業中止承認申請書（別記第7号様式）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

(事業の実績報告)

第10条 助成対象者は、事業が完了したときは、完了後速やかに（最終期限3月末日）、事業実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

ただし、2号、3号に掲げる書類については、講師招請に係る経費に関係する部分以外は省略することができる。

- (1) 事業報告書（別記第9号様式）
- (2) 事業収支精算書（別記第10号様式）
- (3) 支出費に係る証拠書類（領収書等）の写し
- (4) 参考資料等

2 前項第3号の添付書類については、大量（概ね30枚以上）になる場合は、助成対象外経費に係るもの及び助成対象経費に係るもののうち助成額の2倍を超える部分に係るものを省略することができる。

(助成金の交付)

第11条 理事長は、前条の事業実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査の上、助成金の額を確定し、その旨を書面により助成対象者に通知するものとする。

2 理事長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、助成金の交付決定額の範囲内で概算払により助成金を交付することができる。

3 助成対象者は、第1項の通知を受けて助成金の交付を受けようとするとき又は概算払いの方法により助成金の交付を受けようとするときは、事業助成金請求書（別記第11号様式）を理事長に提出しなければならない。

(他の用途への使用禁止)

第12条 助成対象者は、当該助成金を他の用途に使用してはならない。

(関係書類の整備)

第13条 助成対象者は、当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備しておかなければならない。

(調査等)

第14条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成対象者に対し報告を求め、又は財団の職員をして帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させ、必要な指示をさせることができるものとする。

(助成金の交付の決定の取り消し等)

第15条 理事長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金の交付に付した条件に違反したとき。
- (3) 活動等の実施方法が不相当であると認められるとき。
- (4) 支出額が当該助成金より少ないとき。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、助成対象者に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成についての必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 豊かな教育風土づくり支援事業助成金交付要綱（平成17年4月1日施行）、特色ある学校づくり支援事業助成金交付要綱（平成17年4月1日施行）は、平成19年3月31日をもって廃止する。ただし、これらの要綱に基づき交付された助成金については、平成19年4月1日以後においても、なお、効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。